

# 地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令について

平成 27 年 7 月  
自治財政局交付税課

## 1. 改正理由

地方財政法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の額（臨時財政対策債の発行可能額）について、平成 27 年度の発行可能額を算定するため、地方財政法第 33 条の 5 の 2 第 1 項の額の算定方法を定める省令（平成 13 年総務省令第 109 号）の一部を改正する。

## 2. 省令案の内容

- 各団体における平成 27 年度臨時財政対策債発行可能額を算出するにあたり、所要の算定方法の改正等を行う。（各団体の財政力指数に応じた補正係数及び調整率（総額に合わせつける率）の年次更新 等）

## 3. 施行期日

普通交付税大綱の閣議報告日（平成 27 年 7 月 24 日予定）と同日に公布・施行予定